

23年8月号

2011年8月1日発行
中国税理士会 倉敷支部会 三宅孝治
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第51号
発行担当者：岡本清美

ジリジリと焼け付くような太陽。暑さを最大限に演出してくれるセミの合唱。
真夏！！ 夏真っ盛りですが、皆様 夏バテしていませんか？ 涼しさをつい求めてしまいます。
そこで今回のテーマは……

＜テーマ：税務調査 ～売上・仕入・棚卸しは三位一体！～＞

ぞーっとしました？(笑) 冗談じゃない！ なんて怒らないでくださいな。
税務調査の連絡を受けると、社長様や経理担当者の多くは、驚き、そして「ついてないなあ。」と運の悪さを嘆かれます。
実は、私達もちょっとドキッ！とします。
税務調査は、毎年7月に税務職員の異動がありますので、異動が終わり署内が落ち着く7月終わり頃から連絡が入り始
す。
そこで今回は、税務調査で調べられるポイントについてお話します。

1. 売 上

売上は、調査項目の中でも基本中の基本ですから、通常は最も時間を割いて調査されます。その主な注目点は2つ

①売上計上時期が正しいか。

売上計上時期という点では、決算期末前後の売上が重点的に見られます。
それは、本来当期に計上すべき売上が、翌期に計上されている「**期ずれ**」を確認するためです。
会社は継続が前提なので、その流れでみると売上の計上時期に大差はないように思えるのですが、
税務上は、**売上計上基準(出荷基準・検収基準・役務完了基準等)**が決まっているため
その計上基準を継続的に適用しなければなりません。
お金が入金されたかどうかは関係なく、これらの基準はいったん採用すると、合理的な理由がない限り 変更できません。
日頃から自社の計上基準を意識しておくことが大切です。
それと、期ずれについても一つ。
「締め後売上」 決算日と締め日が違う場合は、決算日までの売上についても、もれなく 計上しなくてはなりません。



②現金売上等での計上漏れがないかどうか。

現金売上があるところでは、レジの現金やレシートなども確認されます。現金売上の管理はとくに神経を使うものですので、毎日の売上を当日の夜間(夜は危険がいっぱいです。充分に注意してください。)、あるいは翌日に 銀行に預け入れておけば、通帳に預入額が記帳されるので売上管理ができ、紛失等の事故も防げる のではないでしょうか？

2. 仕入

仕入の基本的な調査も売上と同じで、翌期に計上すべき仕入が当期に計上されていないかなどの「**期ずれ**」を確認されます。

「**締め後仕入**」についても、翌月の請求書を確認して計上しなければなりません。

ただし、**締め後計上分のうち在庫となるものは、漏れなく棚卸資産に計上しましょう。**

3. 棚卸

棚卸資産については、「**実地棚卸**」が原則です。そして、その際に品名や在庫数を書きとめた**メモ的な元紙は保存**しておいてください。

棚卸資産のなかには自社で保管せず、**預け在庫**の状態になっているものも対象となります。預けになる場合には決算時に

計上漏れになりやすいので注意してください。

それともうひとつ。

仕入の際の付随費用、例えば商品の運賃や関税等も原則、



4. 三位一体

売上・仕入・棚卸、これらの3つはお互いにつながっています。なぜなら、仕入はその後棚卸資産に変わり、最後には売上になるからです。
特に、決算期末前後を中心に必ずこの3つの相関関係が確認されます。
たとえば、A商品を決算日近くで仕入れた場合、この商品について売上が計上されていなければ
当然 棚卸資産として在庫になっていなければなりませんよね。
調査では、特に期末前後1-2か月の注文書・納品書・請求書等の流れを確認し、当期末計上の売上や翌期首に計上されている売上が、正しい計上基準に基づいて計上されているかどうか、また、売上計上がない時は正しい評価方法で棚卸商品にアがっているかを確認します。



売上・仕入・棚卸は、企業経営の根幹です。
日頃から自社の経理の方法や流れを把握し、毎日の継続的な記録付け、きっちりした管理を心がけるようにしましょう。
日々の経理が大事です！

<インターンシップ>

今年も7月20日(水)から7月22日(金)までの3日間、県立倉敷商業高校から2名の方が、インターンシップに来てくださいました。社会人としてのマナーや心構え、入力作業や年末調整の仕方などを勉強してもらいました。インターンシップを通じて「働く」ということを少しでも感じていただけたらいいと思います。3日間の感想をお願いしました。



高校で習っている簿記とは全然違って大変でしたが、
とてもためになることばかりでした。
職場もすごく明るくて楽しく3日間を過ごすことができました。
たくさん学ぶことの多い3日間でした。ありがとうございました。
板谷 翼さん

この3日間という短い期間で、本当に貴重で、とても有意義な時間を過ごさせていただきました。私が強く実感させられたことは、学生と社会人との違いです。このような体験をさせていただいた三宅税理士事務所の方々にはとても感謝しています。

＜経営計画書作成セミナー:VISION＞

毎月開催中の**経営計画書作成セミナーVision**
 今月の開催日は**8月18日(木)**です。
 企業は継続することが一番難しく、老舗といわれる企業でも1年として同じ年はなく
 経済環境、お客様のニーズ等の変化に合わせた戦略を常に考え続けているからこそ今があるといわれています。
 毎年、参加して下さるお客様も増えてきました。
 まだ**Vision**にお越し頂いていないお客様、
 一度**Vision**に参加してみませんか？
 9月以降の日程は右のとおりです。
 対象月以外でも参加は可能です。

開催日	対象者
9月15日(木)	7・8・9月決算法人様
10月13日(木)	8・9・10月決算法人様



開催日	対象者	申込期限
9月15日(木)	7・8・9月決算法人様	9月 2日(金)
10月13日(木)	8・9・10月決算法人様	9月30日(金)
11月17日(木)	9・10・11月決算法人様	11月 4日(金)



＜リフレッシュ休暇＞

8月12日(金)から8月16日(火)まで、
リフレッシュ休暇をとらせていただきます。
お客様には、ご不便をおかけし申し訳ありません。
休暇の後は、事務所全員気分も新たに業務に
専念致しますので、どうぞよろしくお願い致します。



<8月カレンダー>

10	水	*7月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
18	木	*経営計画書作成セミナー:Vision
31	水	*6月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の3・9月決算法人)
		*個人事業税(第1期分)の納付期限
		*個人事業者の23年分消費税の中間申告納付期限